

漁業従事者世帯調査の廃止に伴う漁業就業者数の把握について

1 従来の漁業センサスにおける漁業就業者数の把握

○ 漁業就業者とは

漁業従事者（漁業に従事している者）のうち、

- ① 年間の海上作業従事日数30日以上、かつ
- ② 満15歳以上の者

を、個人経営体（漁業経営体調査）及び漁業従事者世帯（漁業従事者世帯調査）から把握。

（両調査の対象範囲外となる非沿海市町村に居住する者は含まれていない。）

区 分		非沿海市町村居住者	沿海市町村居住者	
			漁業従事者世帯 （漁業従事者世帯調査）	個人経営体世帯 （漁業経営体調査）
年間の海上作業従事日数	30日以上		漁業就業者（満15歳以上の者）：238,400人 54,600人	183,700人
	30日未満			

漁業従事者
264,600人
(11月1日現在)

2 漁業従事者世帯調査廃止後における漁業就業者の把握

- 調査体系を一元化することにより、これまで把握されていなかった非沿海市町村に居住する雇われの漁業就業者についても、漁業経営体側から雇用者として一括把握。
- このため、漁業就業者の対象範囲が広がることになるが、今後は、漁業経営体調査の中で、雇用漁業従事者のうち「同一市町村に居住する漁業就業者（満15歳以上で海上作業従事日数30日以上）」を把握することで、漁業就業者の過年次データとの時系列比較が可能。

区 分	非沿海市町村居住者	沿海市町村居住者	
		漁業従事者世帯 (漁業経営体調査)	個人経営体世帯 (漁業経営体調査)
年間の海上作業従事日数	30日以上	従来基準による漁業就業者：238,700人 ※55,000人	183,700人
	30日未満	(500人程度)	

漁業従事者
264,600人

見直し後の漁業就業者：238,400人 + α

11月1日現在、海上作業に従事した雇用者のうち、満15歳以上で、かつ過去1年間に30日以上海上作業に従事した人は何人ですか。

	計	うち同一市町村内に居住	
		男	女
計			
外国人			
新規就業者			
15～19歳			
20～24			
25～29			
30～34			
35～39			
40～44			
45～49			
50～54			
55～59			
60～64			
65～69			
70～74			
75歳以上			

①2003年漁業センサス結果では、漁業経営体の11月1日現在における雇用者数：79,000人、

②このうち、漁業経営体と同一市町村に居住している者（『漁業従事者世帯』の出身者）：55,500人、

③この55,500人から、年間の海上作業従事日数30日未満の者（約1%・500人）を差し引くと55,000人となり、漁業従事者世帯から把握していた54,600人とほぼ同数となる。

【11月1日現在の雇用者を用いた理由】
・従来から把握している漁業就業者は、調査日（11月1日）現在における重複のないストックであり、従来との連続性を維持する必要があること。

・労働力統計としては、一般的に特定時点におけるストックが用いられていること。